

中区多文化共生推進アクションプラン

～横浜市多文化共生まちづくり指針を踏まえて～

横浜市中区

平成 29 年 6 月

目 次

第1章	アクションプラン策定の趣旨	
1	背景	P. 2
2	アクションプランの位置づけ	P. 2
第2章	中区の現況	
1	【外国人数基礎調査】からの抜粋報告	P. 3
2	ヒアリング調査から見えてきたこと	P. 6
第3章	中区の多文化共生ビジョンと行動計画	
1	アクションプラン全体の概念図	P. 8
2	ビジョン	P. 9
3	行動計画	P. 9
	【アクションプラン策定の経過】	P. 23

資料編： 中区外国人数基礎調査抜粋版

第1章 アクションプラン策定の趣旨

1 背景

開港期から明治中期まで山下町や山手町に外国人居留地があり、「買弁」（西洋人と日本人との通訳）としてやって来た中国人が中華街を形成するなど、横浜市中区は開港時から外国人の多いまちでした。戦後は米軍に接収されたこともあり、本牧地区を中心にアメリカ文化の影響も感じられます。

平成に入る頃から元々多かった中国人を筆頭に、フィリピン、タイなどアジアの国々の出身者が増え、平成18年頃からは中国人がさらに増加しました。今や区の人口の1割以上が外国人であり、外国人比率では国内第5位の自治体*となっています。*政令指定都市については行政区単位で集計しています（資料編P1参照）。

このような現状から、言葉や文化、社会通念の異なる外国人への行政サービス提供に向けて、中区役所では多言語広報紙や窓口対応等、業務の中で様々な工夫を行ってきました。

国内でも有数の外国人の集住する地域として、中区では「外国人とともに暮らすまち」のあるべき姿や必要な取組を改めて整理・共有の上、蓄積していこうと考え、具体的な行動計画を含むアクションプランを策定しました。

2 アクションプランの位置づけ

横浜市では平成19年に「ヨコハマ国際まちづくり指針」を策定し、平成29年にこれを「横浜市多文化共生まちづくり指針」として改訂し、市の多文化共生施策の方向性を示しました。この指針は平成28年に策定された「横浜市国際戦略*」に基づくものであり、「外国人が認められ、活躍できる『機会を創り出す』」「誰もが活動・滞在しやすいよう『おもてなし力を高める』」「外国人が抱える多様な課題に寄り添う『つながりを広げる』」という3つの方向性を提示し、この3つが互いに関連し合い、多文化共生による創造的社会的実現を確かなものにしていくとしています。

この指針に沿って、中区として具体的に何をすべきかを検討するため、中区庁内横断プロジェクトを実施しました。その中で、区民へ行政サービスを提供し、区民の地域活動を支援する現場を持つ区役所ならではの視点で、これからすべき行動計画を区のアクションプランとして策定し、「横浜市多文化共生まちづくり指針」を具体的に体現していくものとして位置づけました。

「横浜市多文化共生まちづくり指針」（平成29年3月策定）

【基本目標】

多文化共生による創造的社会的実現

【施策の方向性】

- (1) 外国人が認められ、活躍できる「機会を創り出す」
- (2) 誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」
- (3) 外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」

*横浜市国際戦略では、「多様な文化的背景を持つ人々が地域社会の構成員としてともに生きていく地域づくりの推進は、地域社会の活性化をもたらす。横浜の大きな強みである『異国情緒』を生み出してきたのは、開港以来、海外から持ち込まれた多様な文化や考え方である」としている。

第2章 中区の現況

1 外国人数基礎調査から

これまで、中区で把握していたのは国籍・地域別外国人数のみでした。しかし、区内のどのような地域に、どこの国や地域の人がどのくらい住んでいるか、どのような在留資格の人が多いか、年齢分布はどうか等、統計的数値を知ることは、さまざまな取組を考える基本条件と考え、住民基本台帳の数値（平成28年3月末現在）等から外国人の現況について基礎調査を行いました。この調査から、中区における外国人の状況について、次のような特徴が見られました。

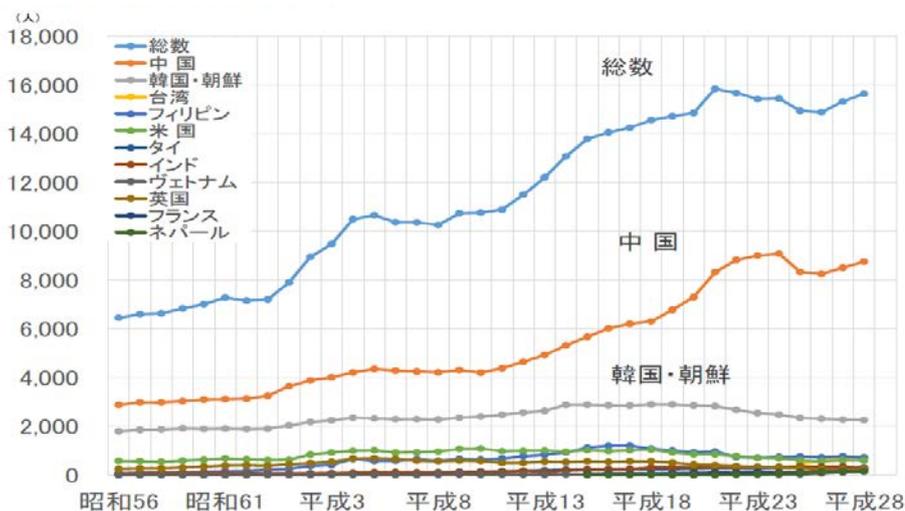
(1) 中国人が多く外国人総数の半数以上を占める。上位5位の国と地域で8割を超える

中区の外国人数は15,603人。居住人口総数（150,894人）に占める割合は10.3%です。出身地は89の国と地域に及びますが、最も多いのは中国の8,734人で外国人総数の56%を占めています。その他、韓国朝鮮、台湾、フィリピン、アメリカまでの上位5位で83.4%を占めます。

平成に入った頃から、中国人の増加が目立ち、その後、フィリピン、タイなどアジアの国々の人も増えました。平成18年頃からは、中国人がさらに増え、平成23年の東日本大震災の影響でいったん外国人数は減りますが、その後、再び増加しています。

さらにこの5年間（平成23～28年）の増加率を見ると、ベトナム（22人→251人で11倍）、ネパール（41人→151人で3.6倍）が際立っています。

国・地域別外国人数の動向（1）



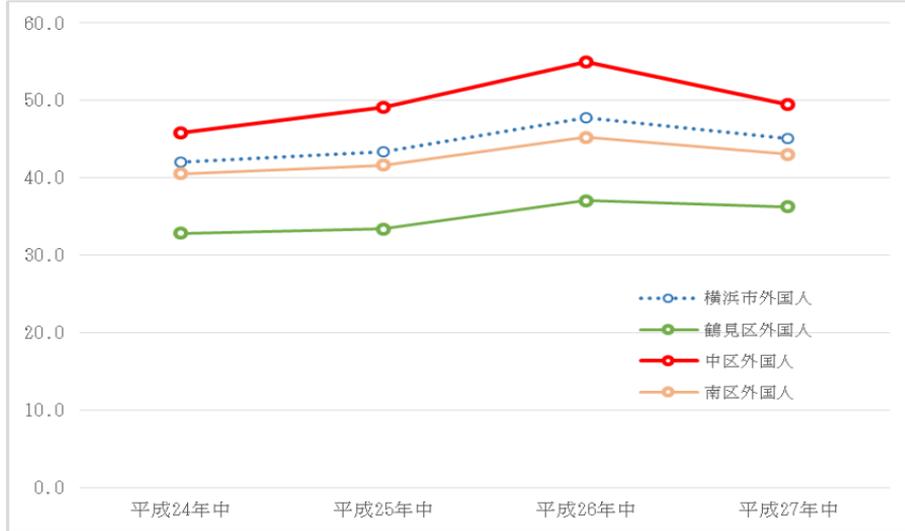
*横浜市統計書による。各年3月末時点
*昭和53年～平成23年は中国は中国と台湾の合計。平成24以降は分けて集計されている。

<参照：資料編 P2～4>

(2) 中区の外国人は海外からの転入割合が高い

中区の外国人は海外からの転入割合が 50%前後と横浜市全体の傾向より 5%ほど高く、初めて住む日本のまちが中区という外国人も多いと考えられます。

海外からの転入割合の動向



*各年、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による

<参照：資料編 P5>

(3) エリアごとの外国人数は、第1中部地区、埋地地区、第2地区に多い

中区には12の地区があり、大まかな現況は以下の地図の通りです。外国人割合としては第1中部地区が最も高く 23.1% (2,960人) となっています。次いで埋地地区 18.27% (3,405人)、第2地区 16.91% (3,037人)、第1北部地区 13.43% (1,244人) と続いています。中国人はどここの地区でも多い傾向です。



<参照：資料編 P6～8>

(4) 最も多い在留資格は「永住者」

中区の外国人の在留資格で最も多いのは「永住者^{※1}」で36%です。「永住者のほか、「特別永住者^{※2}」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者^{※3}」の在留資格は日本社会での活動に何の制限もなく、日本人と同じように生活の基盤を日本に持ち、定住している人たちです。これらの在留資格を持つ人の合計は56.7%となります。

中区の特色としては「家族滞在^{※4}」の人も多く、これを加えると72.9%となり、生活者として中区に暮らす外国人が多いことが伺えます。

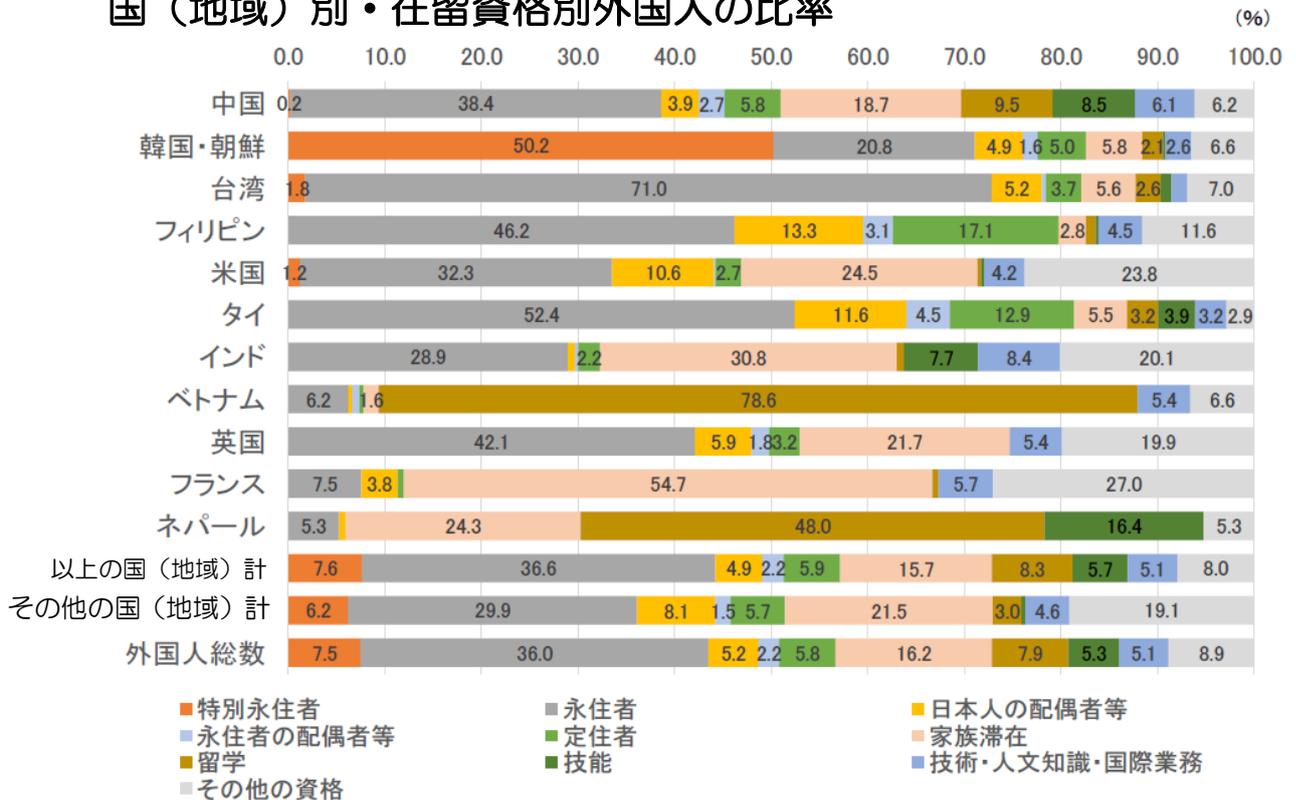
※1永住者：法務大臣が永住を認める者。概ね10年程度日本に住み、経済的社会的に問題なく暮らしている人等に認められる。在留活動、在留期限共に制限されない資格。

※2特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、1952年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫のこと。

※3定住者：法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。日系人やその配偶者と子、日本人と離婚や死別後も引き続き在留を希望する者などが該当する。

※4家族滞在：一定の有効な在留資格を持つ外国人に扶養される配偶者と子。

国（地域）別・在留資格別外国人の比率



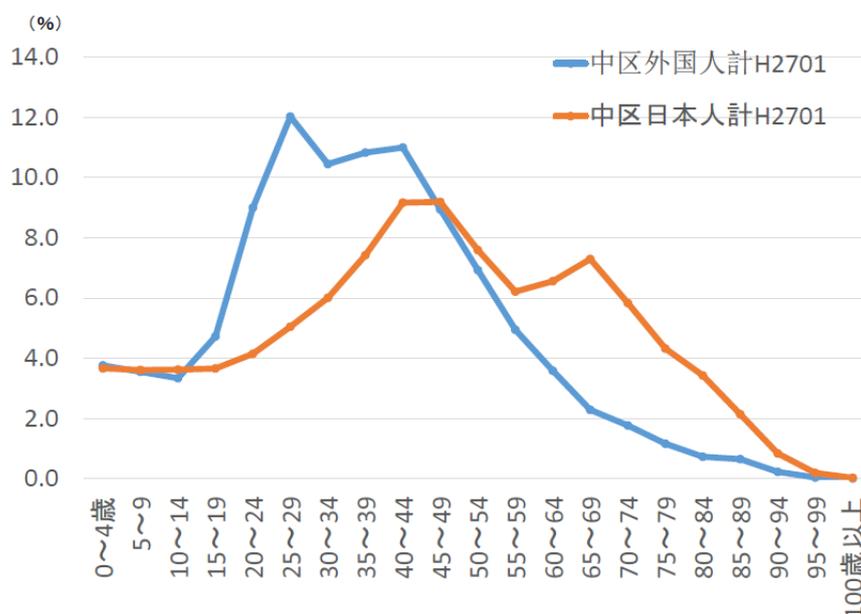
*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点

<参照：資料編 P9>

(5) 日本人と比べ、20～30 歳代の人が多く、60 歳以上の人が少ないが、14 歳以下の子どもの比率は日本人とほぼ同等

中区に在住する外国人は、働き、消費し、子育てをする現役世代が多く、高齢者は少ないという特徴があります。

外国人と日本人の年齢構成比較_中区



*「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」による。平成27年1月時点

<参照：資料編 P10>

以上の傾向から、中区に住む外国人は「共に今の社会を築くパートナー」だと言え、そのような外国人を「多様性がもたらす活力」とするような施策が必要不可欠なことがわかります。一方で、日本に初めて住む外国人も多く、まちのルールやマナーを丁寧に伝えていくために様々な工夫が必要だということもわかります。

2 ヒアリング調査から見てきたこと

アクションプラン策定にあたり、多文化共生について考え、行動している様々な個人や団体から、現状や課題、多文化共生についての思いなどをヒアリングしました。

それぞれの立場から多様な意見が上がりましたが、共通するものは、「まずは『知ること』が一番大切」ということでした。「直接対話し知り合うこと、違いも含めてお互いを尊重すること、そしてそれらを『やってみよう』という気持ちを持つことが多文化共生への第一歩である」という趣旨の発言もありました。

この外国人基礎調査とヒアリング調査そのものが「知ること」の一部となるよう、調査結果の共有を図り、今後の具体的な行動計画に結び付けていけるよう活用していきます。

《ヒアリング時にあがった具体的な意見》

- ・多言語で情報発信をする際に、単純に翻訳するだけでなく、「どうしたら求めている行動を外国人にとっていただけるのか」を考えて発信する必要がある。

(国際交流機関)

- ・外国人が外国人として暮らせる社会の基盤を作る必要があり、そのためには日本人の意識も変えていかなければならない。
- ・「知らないこと」で生じる恐れや排除の気持ちは「知ること」で解消できる。

(外国人支援団体)

- ・中区に多い中国出身の人たちは、どの世代でも定住傾向が強いようだが、今後は地域社会への参加が課題だと思う。

- ・社会とのつながりが大切なので、母語^{*}を活かした活躍の場ができるのが理想的である。(*母語：幼少期から自然に習得し、最も得意な第一言語のこと)

(大学准教授)

- ・ニューカマー^{*}にとって居心地の良い場所はさらにニューカマーを呼び、住民数が増えていく。(*1980年代以降来日し、長期滞在する外国人のこと)

- ・外国人の飲食店が増えていくのは時代の流れと捉える商店街もあり、まちの活性化として歓迎する雰囲気もあった。

- ・外国人が増えることをマイナスと捉えずに、これからも増えていく現実と向き合い多文化共生という意識が発展していくと良い。

(新聞記者)

- ・ごみの出し方や騒音などで外国人とトラブルになることもあるが、後からではなくその場で顔を見て直接話すことで解決できることが多い。

- ・地域のルールは外国人にわかるよう丁寧に説明していくことが重要。

- ・話せばわかる。伝え合うことで共生を進めていきたい。

(町内会等地域住民)

- ・区役所に求めることは、安心して相談できる場所であってほしいということ。

- ・外国人も日本の文化や言葉を理解し、地域のルールに従うことが大切。

- ・自治体などが発行し続けている多言語情報は、自分が受け入れられ、平等に扱われている感覚が育つ。

(外国人住民)

- ・相手の背景にある習慣や文化を知ったうえで相手を尊重し、コミュニケーションを図ることを意識している。

- ・「違って当たり前」という意識が無意識に持てるようになると良い。

- ・すぐに結果が出なくても、多文化共生に取り組もうという姿勢が大切。

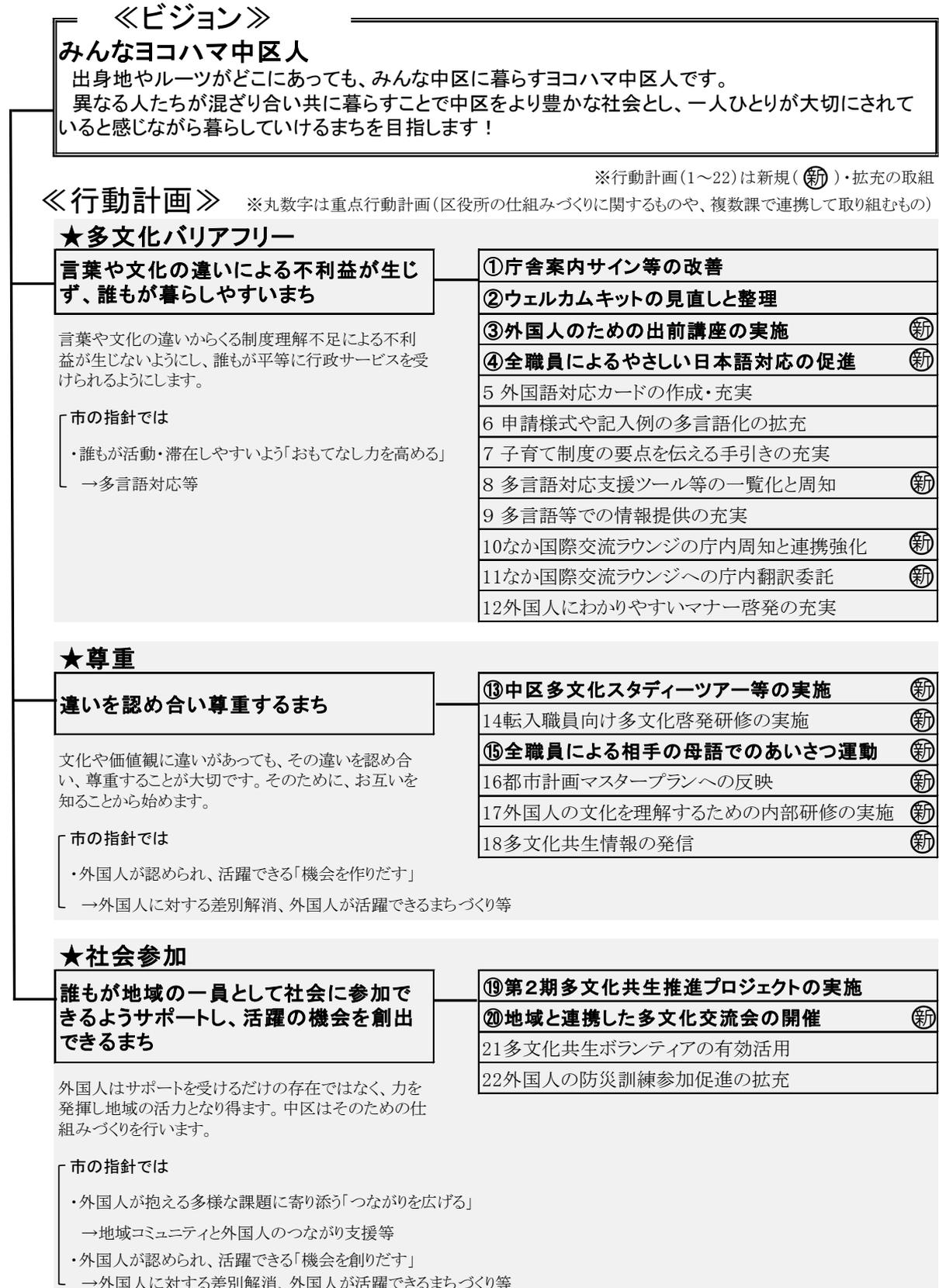
- ・当事者から声を上げていただくことが重要。

(保育所)

第3章 中区の多文化共生ビジョンと行動計画

1 アクションプラン全体の概念図

このアクションプランは、目指すべきまちの姿である《ビジョン》と、区役所が行う具体的な《行動計画》で構成しています。



みんなヨコハマ中区人

出身地やルーツがどこにあっても、みんな中区に暮らすヨコハマ
中区人です。

異なる人たちが混ざり合い共に暮らすことで、中区をより豊かな
社会とし、一人ひとりが大切にされていると感じながら暮らして
いけるまちを目指します！

中区として、最終的に実現したいまちの未来像や、変わらず持ち続けるべき心
構えを、中区多文化共生の【ビジョン】として設定しました。

これは、このアクションプラン全体のゴールイメージであり、中区の職員が多
文化共生を推進していくという宣言でもあります。

行動計画も、このビジョンの実現という目標に向かい、取り組んでいくものです。

3 行動計画

ビジョンを具体的に実現していくための第一歩として、中区役所の各課や全職
員が実施する具体的な行動計画をまとめました。現在も、中区では多文化共生を進
めるための様々な取組が行われていますが、それらをより充実させ、広げていくた
めに、小さなことから着実に取り組む行動計画となっています。

中区で取り組む行動計画は、横浜市の指針である「横浜市多文化共生まちづく
り指針」に連動し、**多文化バリアフリー**、**尊重**、**社会参加**という3つの柱に分類
し、区役所という現場ならではの視点を生かした具体的な行動計画としました。

さらに、区役所業務の仕組みづくりに関するものや、複数課が連携して取り組む
ものを「重点行動計画」とし、今後特に力を注ぎ取り組んでいきます。

なお、今回策定したアクションプランは平成29年度から31年度にかけ3年を目
安として実施していくものとしています。

多文化バリアフリー 言葉や文化の違いによる不利益が生じず、誰もが暮らしやすいまち

「横浜市多文化共生まちづくり指針」では、柱の一つに「誰もが活動・滞在しやすいよう『おもてなし力を高める』」ことをあげています。言葉の壁や文化背景の違いを乗り越え、必要なことを誰にもわかりやすく伝えることはその取組の一つとなります。

行政の窓口で、言葉が通じないことや文化背景が異なることでの制度理解不足による不利益が生じないようにし、誰もが平等に行政サービスを受けられるようにします。

<新たな取組>

●複数課で連携する取組

共通の事業や課題を共有する複数の課が、共同で手法を検討し実施していくものです。

取組名	1 外国人にもわかりやすい庁舎案内サイン等の改善	総務課 (重点行動計画)
取組時期	企画 (H29 年度) 実施 (H30 年度以降)	
内容	母語での表示は外国人にとって「わかりやすさ」に加え、「受け入れられている」という安心感となる。中区は「外国人とともに暮らすまち」であるという意思表示のためにも、外国人にもわかりやすい庁舎案内サイン等の改善が必要である。多言語化・ピクトグラムの使用等の手法、配色等の基本的な整備基準について庁内プロジェクトで検討し、30 年度以降の窓口改修から適用する。 【高齢・障害支援課、こども家庭支援課】5 階総合受付に、課ごとの担当業務一覧を多言語で作成し、掲示する。	
取組の背景(課題)	これまで、窓口改修等に併せてサインを整備し、充実を図ってきているが、日本語以外の表記については統一的な基準がないこと、各課の実情に合わせた対応をしてきたことから、すべての課の案内には対応できていない。 【高齢・障害支援課、こども家庭支援課】5 階総合受付は複数課が共同で設けている窓口であり、来庁者には各課の担当業務がわかりづらい。	

取組名	2 転入外国人への情報提供(ウェルカムキット)の見直しと整理	区政推進課 (重点行動計画)
取組時期	企画 (H29 年度) 実施 (H30 年度)	
内容	<p>中区の転入外国人の 50%が海外からの転入である。このため、中区に暮らす基礎情報を渡す必要がある。現在、ごみの分別についての多言語案内や暮らしの基礎情報を掲載したウェルカムリーフレット等をひとまとめにしたものを転入手続き時に渡している。この内容について検討し、中区に初めて暮らす外国人にとってわかりやすく役に立ち、中区に親しみを感じてもらえるような案内とする。</p>	
取組の背景(課題)	<p>ウェルカムキットに何を封入すべきかの検討がされていないため、内容が雑多で、外国人にとって有用な物だと伝わりにくい。必要部数の把握、補充方法、渡し方、更新方法等も定まっていない。リーフレットを初版から更新しておらず、掲載内容の見直しが必要。</p>	

取組名	3 外国人のための出前講座の実施	総務課、税務課、 保険年金課 (重点行動計画)
取組時期	企画 (H29 年度) 実施 (H30 年度)	
内容	<p>文化背景や社会制度の仕組みが日本とは異なる国から来た外国人に日本の制度を伝えるには、印刷物による情報提供だけではなかなか伝わらない。このため、外国人のいる場に出向いて、外国人になじみがなかったり理解しにくい国民健康保険、防災、税金について、必要性、背景も含め、直接説明することで理解を深める。なか国際交流ラウンジ (以下、「国際交流ラウンジ」という。)、日本語学校等、外国人とつながりのある機関と連携して実施する。</p>	
取組の背景(課題)	<p>【税金】中国には住民税という仕組みがないことから、なぜ住民税がかかるのかを理解されていなかったり、在留資格の更新のためだけに納税するという人もいたり、そもそも納税の義務が理解されていないことが多い。</p> <p>【国民健康保険】自国・地域の制度と異なることもあり、日本の国民健康保険の制度について理解していただくことが難しいことがある。</p> <p>【防災】外国人に防災・減災、いざというときの避難について伝える機会がない。</p>	

●全職員で行う取組

中区で働くすべての職員が心がけ、行動していくものです。

取組名	4 全職員によるやさしい日本語での窓口対応の促進	全職員(重点行動計画)
取組時期	企画・実施 (H29 年度)	
内容	<p>やさしい日本語を使う意義を全職員に伝え、市や他機関で行う具体的な研修への参加を促す。</p> <p>また、「やさしい日本語月間」を設定し、全職員が名札バナーを着用し、やさしい日本語の利用に努める。これは、外国人住民だけでなく、高齢者や若年者、障害者等に対しても有効な取組であるという認識を広める。</p> <p>また、必要に応じ、各課で使う用語をやさしい日本語に置き換えたり、課内で研修等を実施する(保険年金課で企画中)。</p>	
取組の背景(課題)	<p>中区役所の各窓口には日々多くの外国系住民が来庁し、そこでの意思疎通の難しさが各課の課題となっている。専門用語を使わず短い文章で端的に物事を伝える「やさしい日本語」という手法について周知されていない。</p>	

●各課で行う取組

各課が日々の業務の中で実施していくものです。

取組名	<対応時等の説明資料> 5 外国語対応カード(指差しボード)の作成・充実	生活衛生課、こども家庭支援課、保険年金課
取組時期	企画・実施 (H29 年度)	
内容	<p>言葉が通じなくても、外国人来庁者が用件を伝えられ、職員と基本的な意思疎通が指差しで図れるような多言語対応カードを作成する。その後、必要に応じ、国際サービス員等が通訳する。</p> <p>【生活衛生課】 狂犬病予防注射接種や犬の飼い方のマナーの周知</p> <p>【こども家庭支援課】 乳幼児健診や窓口対応の基本的事項</p> <p>【保険年金課】 何の手続きに来たのかを伝えられるもの</p>	
取組の背景(課題)	<p>【生活衛生課】 窓口に来た外国人の犬の飼い主に、今後守っていただきたいことについて説明する際、言語の問題で苦慮している。</p> <p>【こども家庭支援課】 言葉が通じないことで、相談したいこと、困りごとを伝える一歩目につまずいてしまう。外国人にとっては敷居の高い区役所を、より相談しやすい場とする必要がある。</p> <p>【保険年金課】 保険年金課で手続きする業務は多岐に渡るため、日本語の通じない方の来庁目的が判明するまでに時間がかかる。</p>	

取組名	<対応時等の説明資料> 6 申請様式や記入例の多言語化の拡充	こども家庭支援課
取組時期	企画・実施（H29年度）	
内容	保育所等の制度利用の申請書類について、外国語版の様式や記入例を作成し、完成形のイメージを持てるようにする。	
取組の背景(課題)	保育所等の制度利用の申請書類や記入例は、日本語のものしかないので、日本語がわからない外国人は何をどう書いてよいかわからない。申請書に何を書くのかの説明が多言語であれば、スムーズに申請書が書けると思われる。	

取組名	<対応時等の説明資料> 7 日本の子育て制度の要点を伝える手引きの充実	こども家庭支援課
取組時期	企画・実施（H29年度）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人住民のための子育てチャート」の活用 妊娠から小学校入学までの子育て制度を外国語で解説した「外国人住民のための子育てチャート」（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語）（かながわ国際交流財団作成）を窓口、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問などで活用し、日本での子育てに必要な手続きの見通しを持ちやすくする。 ・日本の子育て制度の要点を伝える手引きの作成 母国とは大きく異なり、複雑で分かりにくいと感じる場合がある手続きについて、中区の多言語広報紙や子育て制度の要点を絞った手引きを作成し、窓口、乳幼児健診、母子訪問などで活用することで、制度理解を進めるきっかけを作る。 	
取組の背景(課題)	日本と外国では子育てについての制度が異なることもあり、外国人が理解しにくいことが多い。	

取組名	8 多言語対応支援ツール・資源の一覧化と周知	区政推進課
取組時期	企画・実施（H29年度）	
内容	多言語リーフレット・情報紙の発行状況（横浜市国際交流協会（以下、「YOKE」という。）やかながわ国際交流財団等、他機関で発行しているものも含めて）や国際サービス員・市民通訳ボランティア制度・簡単に使える翻訳アプリやタブレットなど、言葉の面での業務支援となる資源を整理し、各課に情報提供していく。また、今後、これらの新規作成情報を入手したら、各課に速やかに伝えていく。	
取組の背景(課題)	子育て、教育、防災等、生活情報の多言語リーフレットが求められているが、今、利用できるものが何か一目でわかる資料がない。 YOKE やかながわ国際交流財団等、他機関でも各種多言語リーフレットを発行しているが、区役所内でほとんど知られていない。また、通訳等の必要がある時に活用できる制度やツールについてもあまり知られていない。	

取組名	9 多言語等での情報提供の充実	税務課、福祉保健課、 保険年金課
取組時期	企画・実施（H29年度）	
内容	<p>多言語（やさしい日本語を含む）で発信することで外国人が制度や事業について理解しやすくする。</p> <p>【税務課】税の基礎知識を伝えるチラシ（中国語・英語）の作成</p> <p>【福祉保健課①】中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」地域活動の多言語チラシ（中国語・英語・やさしい日本語版）を区役所や国際交流ラウンジ、地域ケアプラザ等で配布し、地域活動に関する問合せがあった場合には、区役所となか国際交流ラウンジから情報提供を行う。</p> <p>【福祉保健課②】やさしい日本語での健康情報（感染症の流行状況と予防、検診、生活習慣病予防等）を国際交流ラウンジで提供する。</p> <p>【保険年金課】外国人個人あてに送付しても反応がなく、内容が伝わっていないと思われる通知や送付チラシの多言語化を行う。</p>	
取組の背景(課題)	<p>【税務課】外国人が日本の税金の仕組みを知る手段・機会が不足している。</p> <p>【福祉保健課】外国人も地域の方とのつながりをもてるよう、地域活動への参加を働きかける必要がある。また、外国人に健康情報を伝える機会が少ないため、近頃リスクの高まっている感染症の流行時には、外国人にも即時に情報提供をする必要がある。</p> <p>【保険年金課】外国人個人あての通知や送付チラシは多言語化に限界があるが、より効果的に伝える方法を検討し、優先順位等を精査し多言語化に取り組む必要がある。</p>	

取組名	10 なか国際交流ラウンジの庁内周知と連携強化	地域振興課
取組時期	企画・実施（H29年度）	
内容	<p>国際交流ラウンジに対する疑問や要望等、課題についてのアンケートを庁内各課に実施し、それに基づき、周知すべき情報や連携手順等を整理する。</p> <p>また、国際交流ラウンジの事業紹介資料を作成し広報の充実を図り、職員向けにも多文化共生の取組やボランティア募集について周知する。併せて、職員向けに国際交流ラウンジ事業の報告ができる場や方法を検討する。</p>	
取組の背景(課題)	<p>国際交流ラウンジの事業内容や範囲が、中区内の各課にあまり知られていないため、国際交流ラウンジと連携・協力できることがわからない。</p> <p>また、外国人の来客というだけで国際交流ラウンジにつなげてしまい、お客様がたらい回しになるケースも発生している。</p> <p>来庁者を国際交流ラウンジにつないだ後、国際交流ラウンジがどう対応しているか等の知識の蓄積もできるとさらに良い。</p>	

取組名	11 なか国際交流ラウンジへの庁内翻訳委託	地域振興課
取組時期	企画（H29年度）・実施（H30年度～）	
内容	国際交流ラウンジで、各課が翻訳を必要とする簡易なお知らせやチラシ、案内表示等の翻訳を担う仕組みを作り、多言語情報をすみやかに発信できるようにする。	
取組の背景(課題)	庁舎内の案内やお知らせ類には多言語化が必要だが、予算が計上されていなかったり、個々に発注業務を行うことが効率的ではないため、多言語化できていないものが多い。 例：乳幼児健診の案内、本日の催し物の案内	

取組名	12 外国人にわかりやすいマナー啓発の充実	生活衛生課、土木事務所
取組時期	企画・実施（H29年度）	
内容	外国人にわかりやすく社会マナーを伝えるために、多言語ツールを活用したり外国人に参加していただく啓発活動を行う。 【生活衛生課】中区多言語広報紙に犬の登録制度や飼い主の責務について掲載 【土木事務所】①中国語表記を追加した放置自転車の警告札の活用と啓発チラシの作成 ②中華街の不法占用物等への啓発について外国人も参加できる活動を検討 ③必要に応じ外国語を併記した公園利用マナーの啓発看板を増設	
取組の背景(課題)	文化背景や社会マナーについての考え方が日本と同じでない外国人に、日本の社会マナーを多言語で伝える手段・機会が少ない。 中区は中国人が多いにもかかわらず中国語での提供が少ない。	

＜すでにしている取組＞

これらの取組を継続し、さらに拡大していくものもあります。

取組名	内容	課名
多言語サイン	・区役所名の屋外標示（英・中・韓） ・庁舎内の窓口案内（英・中・韓） ・区役所入口でのデジタルサイネージによる区役所フロア案内（英・中・韓）	総務課
	・戸籍課番号発券機の案内表示（英・中・韓）	戸籍課
多言語での情報提供（総合的なもの）	・多言語広報紙（英・中）＊年4回発行 ・多言語HP（英・中・韓・やさしい日本語）＊毎月更新 ・区民生活マップ（英・中）	区政推進課
	・転入者へのウェルカムキット（英・中・韓）	地域振興課 戸籍課
多言語での情報提供（業務別）	・ごみと資源物の分け方・出し方リーフレット（英・中・韓・タほか5か国）＊資源循環局作成	地域振興課
	・自治会町内会加入のご案内（英・中・韓） ・国際交流ラウンジ利用案内（英・中・韓）	福祉保健課
	・予防接種のしおり（英・中）＊健康福祉局作成	
	・中区保育所入所のしおり（中） ・のんびりんこ利用案内（英・中・韓） ・滞納防止動画（英語字幕付き）	こども家庭支援課 保険年金課
窓口での通訳	・国際サービス員（英・中） ・職員による外国語サポーター（英・中・韓ほか）	総務課
	・タブレットによるテレビ電話通訳（英・中） ＊国際局事業の試行	区政推進課
	・こども家庭支援課・高齢障害支援課受付スタッフ（中）	こども家庭支援課
	・税務課業務嘱託員（中）	税務課
事業での通訳	・結核面談時の医療通訳	福祉保健課
	・乳幼児健診（中）	こども家庭支援課
対応時等の説明資料・記載例	・外国籍の方と結婚する場合の案内文（英・中） ・戸籍届出時の案内（婚姻以外）（英・中・韓ほか5か国） ・再入国許可制度の案内（英・中） ・印鑑登録関係の説明資料と記載例（英） ・転出・転入届の記載例（英・中）	戸籍課
	・課税証明等発行時の指差し会話用ツール（中） ・課税証明、納税証明申請書の記載例（英・中）	税務課
	・用件を知るための指差し会話用ツール ・食事相談の補足資料（中） ・結核関連の説明資料（英・中・韓ほか3か国）	福祉保健課
	・食品衛生管理上の指導資料（日・中併記）	生活衛生課

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に関する基本的な事業を紹介する資料「お子様を養育されている方へ」(英・中) ・児童手当や児童扶養手当現況届の説明(英・中) ・児童手当認定請求書の記載例(英・中) ・乳幼児健診未受診者への啓発関係(英・中) ・母子健康手帳の手引き(英・中・韓ほか3か国) *こども青少年局作成 ・妊娠届出書(英・中・韓ほか3か国) ・妊産婦検診[費用]補助制度の案内(英・中・韓ほか3か国) *こども青少年局作成 ・こんにちは赤ちゃん訪問の案内(英・中) 	こども家庭支援課
マナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・中華街での不法占用物撤去啓発チラシの配布(中・英・韓) ・公園利用マナー啓発看板の設置(中) ・放置自転車防止の警告札の多言語化(英・中) 	保険年金課
		土木事務所

(英：英語、中：中国語、韓：韓国・朝鮮語、タ：タガログ語)

尊重 違いを認め合い、尊重するまち

「横浜市多文化共生まちづくり指針」では、柱の一つに「外国人が認められ、活躍できる『機会を創り出す』」ことをあげています。外国人が社会に肯定的に受け入れられ、お互いの違いを認め合い尊重することは共生社会の基本でもあります。

中区では、まずお互いを知ることから始めます。違いを認め、尊重することで中区の多様な魅力がさらに増していくような取組を行います。

<新たな取組>

●複数課で連携する取組

共通の事業や課題を共有する複数の課が、共同で手法を検討し実施していくものです。

取組名	13 中区多文化スタディーツアー等の実施	区政推進課、地域振興課 (重点行動計画)
取組時期	企画(H30年度) 実施(H31年度)	
内容	区民に中区の多文化共生の現場を知っていただき、その担い手や支援者になる意欲を高めるような事業(例:多文化スタディーツアー)を企画する。 区民が気軽に参加でき、それを契機として多文化共生活動に参加できるような内容とするため、関係機関との連携を図る。	
取組の背景(課題)	多くの外国人が住む中区には、外国人のコミュニティをはじめ、商店や支援施設など外国人の生活に密接な関わりのある場が多くあるが、日本人区民にはあまり知られていない。外国人のことを知る機会を設け、活動の担い手の裾野を広げる必要がある。	

取組名	14 転入職員向け多文化啓発研修の実施	総務課、区政推進課
取組時期	企画・実施(H29年度～)	
内容	転入職員オリエンテーション時に中区に住む外国人についての概況を知らせる。 併せて、多言語広報紙やHP、チラシ一覧、やさしい日本語、国際サービス員、国際交流ラウンジなどについて周知し、中区役所が多文化共生推進の現場であることを学ぶ。	
取組の背景(課題)	中区は人口の1割を超える外国人が居住しているが、こうした外国人住民の概況や、言葉で困ったときのサポート手段等について、まとめて知る機会がない。 多文化共生推進の現場である中区役所職員の基本として、このようなことを知っておく必要がある。	

●全職員が行う取組

中区で働くすべての職員が心がけ、行動していくものです。

取組名	15 全職員による相手の母語でのあいさつ運動	全職員 (重点行動計画)
取組時期	企画・実施(H29 年度～)	
内容	<p>国籍や出身地に関わらず、すべてのお客様を歓迎するという気持ちを表すため、日本語でも外国語でも積極的にあいさつをしていく。</p> <p>そのために、中国語・英語・韓国語で「こんにちは」「少々お待ちください」「ありがとうございました」のフレーズを窓口等に掲示し、窓口対応時に活用する。</p> <p><プラスの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な多言語あいさつ表を窓口付近に掲示し、各国の言葉で声掛けできるようにする（こども家庭支援課で H29～企画予定）。 ・語学に堪能な職員が朝ミーティングの時間で中国語一言会話レッスンを行い、窓口での初期対応に活かしていく（戸籍課で H28～実施中）。 	
取組の背景(課題)	<p>窓口対応の基本の一つとしてあいさつがあり、必要性は認識しているが、外国人区民に対しては言葉がわからないのでなかなかできない現状がある。外国人区民も歓迎していることを伝えられると良い。</p>	

●各課で行う取組

各課が日々の業務の中で実施していくものです。

取組名	16 都市計画マスタープラン・中区プランの多文化共生を踏まえた改定	区政推進課
取組時期	企画・実施(H29 年度～)	
内容	<p>都市計画マスタープラン・中区プランの改定において、外国人も含め中区内で生活するすべての方々が安心して暮らせるまちを目指す「まちづくり方針」となるよう、多文化共生の観点を踏まえた記載について検討する。</p>	
取組の背景(課題)	<p>都市計画マスタープラン・中区プランは中区の 20 年後に向けたまちづくりの基本的な方針を示すものである。平成 17 年に策定された際は、多文化共生の観点を踏まえたものとはなっていない。</p>	

取組名	17 外国人の文化を理解するための内部研修の実施	生活支援課
取組時期	企画・実施(H29 年度～)	
内容	外国籍の生活保護受給者の自立支援を行うためには、生活保護の制度を理解していただくとともに、担当者が被保護者の文化的背景を理解することが有効であるため、講師を招き課内での研修を実施する。	
取組の背景(課題)	日本語が不得意な外国籍の被保護者とのコミュニケーションが図りにくい現状がある。生活保護制度の理解が困難な場合も多く、必要な支援が十分にできないことが課題となっている。	

取組名	18 多言語広報紙作成時に得た多文化共生情報の発信	区政推進課
取組時期	企画・実施(H30 年度～)	
内容	多言語広報紙の編集時に外国出身のスタッフや国際サービス員など、日々外国人対応をしている職員から得た多文化共生に関する情報をまとめ、庁内職員向けに発信する。 そのほか、多文化共生推進担当として伝えたいこと（窓口で実際にあった話、使えるアプリの周知、キーパーソンの紹介）等、職員が窓口対応時に活用できる情報を随時発信する。	
取組の背景(課題)	本プロジェクトのヒアリング時に、「外国人の習慣や考え方など、行動の背景となる情報について知ることができれば業務にも役立つが、研修に参加する時間が取れないので印刷物などで回覧できるような形で情報提供があるのが望ましい」という意見が多く聞かれた。	

<すでに行っている取組>

これらの取組を継続し、さらに拡大していくものもあります。

取組名	内容	課名
多文化理解	・区人権啓発研修	総務課
	・多文化庁内ゼミ（語学や文化を学ぶ職員の集まり）	区政推進課
	・広報なか区版でのシリーズ記事掲載 ・「多文化フェスタ」への出展	
人材育成	・国際交流ラウンジでの多文化理解・多文化共生イベント（多文化フェスタ等）実施 ・「中区民まつりハローよこはま」等のイベントでの連携	地域振興課
	・仁川広域市中区との都市間交流（都市間交流協定を締結） ・国際交流ラウンジスタッフの人材育成	総務課 地域振興課

社会参加 誰もが地域の一員として社会に参加できるようサポートし、活躍の機会を創出できるまち

「横浜市多文化共生まちづくり指針」では、柱として「外国人が認められ、活躍できる『機会を創り出す』」ことに加えて、「外国人が抱える多様な課題に寄り添う『つながりを広げる』」ことをあげています。外国人に対する差別が解消され、地域社会での活躍を促すと同時に、困難を抱える外国人住民にきめ細かな支援をし、地域コミュニティと外国人のつながりを広げていくことが重要とされています。

中区では、外国人はサポートを受けるだけの存在ではなく、力を発揮し地域の活力となり得る存在と捉え、そのための仕組みづくりに取り組みます。

<新たな取組>

●複数課で連携する取組

共通の事業や課題を共有する複数の課が、共同で手法を検討し実施していくものです。

取組名	19 第2期多文化共生推進プロジェクトの実施	全課 (重点行動計画)
取組時期	実施(H29 年度～)	
内容	<p>平成 28 年度に策定した行動計画のその後の動きや効果を共有し、さらに有効な取組として継続実施していくため、庁内プロジェクトチームを継続し、年に数回情報を共有する場を設ける。</p> <p>庁内のつながりが広がることで、策定した行動計画がより効果的な取組として広がっていくことを目的とする。</p> <p>また、全課での取組や重点行動計画については、部会ごとに具体的方法を検討していく。</p>	
取組の背景(課題)	<p>これまでは、多文化共生という視点では情報共有の場がなく、他課でどのような取組が行われているのか、共通した課題が何なのかを検討する機会がなかった。</p> <p>平成 28 年度に立ち上げた中区多文化共生推進庁内プロジェクトでは、具体的な行動計画を検討するだけでなく、多文化共生に関する課題や情報が共有され、課をまたいだ横のつながりができた。</p>	

取組名	20 地域と連携した多文化交流会の開催	福祉保健課、地域振興課等 (重点行動計画)
取組時期	企画・実施(H28 年度～)	
内容	<p>地域で外国人を受け入れる環境づくりの第一歩として、外国人が多く住む地域で、自治会・町内会などの方達と外国人の交流会を開催し、参加者同士がつながるきっかけをつくる。</p> <p>地域にあったテーマで、日本人と外国人がコミュニケーションをとる機会、住んでいる街や地域の活動への関心を高める機会とする。</p> <p>実施にあたっては、なか国際交流ラウンジや地域振興課、地域ケアプラザ、中区社会福祉協議会等と連携し、より効果的な取組とする。</p>	
取組の背景(課題)	<p>中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」では地域住民がお互いに支え合い助け合いながら、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指している。そのため、外国人も地域の方とのつながりを持てるよう、地域活動への参加を働きかけるとともに、地域で外国人を受け入れる環境づくりを進める必要がある。</p>	

●各課で行う取組

各課が日々の業務の中で実施していくものです。

取組名	21 多文化共生ボランティアの有効活用	地域振興課
取組時期	企画(H29 年度) 実施(H30 年度)	
内容	<p>国際交流ラウンジが公募し登録している「多文化共生ボランティア」の有効活用を図るため、ボランティア派遣の仕組みの確立や周知、募集と養成の実施、活躍できる事業や企画の掘出し等を行う。</p>	
取組の背景(課題)	<p>現在国際交流ラウンジがボランティアのマッチングを行っているが、派遣の仕組みが確立しておらず、地域などにも広報を行っていないため、ボランティアが活用されていない。また、ボランティアの募集・養成が不十分で定期的に活躍する場が不足している。</p>	

取組名	22 外国人の防災訓練参加促進の拡充	総務課
取組時期	企画・実施(H29 年度)	
内容	<p>外国人が多く住む地域の地域防災拠点訓練において、外国人の訓練参加を促進するため、自治会・町内会や小中学校と協力し、説明会を実施すると共に、外国人の避難受入について地域への啓発を行う。</p>	
取組の背景(課題)	<p>いざという時に自分が避難すべき場所等を認識していない外国人住民が多いので、防災・減災について啓発していく必要がある。</p>	

＜すでにしている取組＞

これらの取組を継続し、さらに拡大していくものもあります。

取組名	内容	課名
日本語・学習支援	・外国籍等生徒に向けた放課後学習サポート事業	こども家庭支援課
	・国際交流ラウンジでの日本語教室（大人向け）	地域振興課
人材育成	・国際交流ラウンジでの日本語ボランティア育成 ・国際交流ラウンジでの外国人支援ボランティア登録、育成	地域振興課
交流イベント	・小学生国際なわとび大会	地域振興課

【アクションプラン策定の経過】

中区では、アクションプラン策定のため、庁内横断的にプロジェクトチームを立ち上げ、学習会や検討会を重ねてきました。ここには、多文化社会論を専門とし、「横浜市多文化共生まちづくり指針」の策定委員でもある大学准教授（アドバイザー）とそのゼミ生などもメンバーとして加わり、アクションラーニング*という手法を用いつつ、多様な視点から検討を行いました。

検討会では、各課が抱える課題や現在の取組事例を庁内全体で共有することで、今後も連携して多文化共生を推進していこうという意識が高まりました。学習会では、学術的な話や現場の生の声等、多方面の専門家等の話を聞きました。これにより、外国人に関する人権意識の醸成も進みました。

*アクションラーニングは、グループで現実の問題に対処し、その解決策を立案・実施していく過程で生じる、実際の行動とそのリフレクション（振り返り）を通じて、個人、そしてグループ・組織の学習する力を養成するチーム学習法です。

プロジェクト取組概要

- ・メンバー：会計室を除く中区役所全課の職員(各課2名)、国際局職員、横浜市国際交流協会（YOKE）職員、横浜市立大学多文化社会論ゼミ
- ・アドバイザー：滝田祥子横浜市立大学准教授（多文化社会論）
（「横浜市多文化共生まちづくり指針」策定委員）
（「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」委員）
- ・取組事項
学習会3回
（多文化共生の基礎知識・中国出身スタッフの経験談・外国人支援者の視点等）
検討会6回
（基礎調査結果の共有・課題の共有と解決策の検討・各課行動計画の共有と共通取組事項の検討・ビジョンの策定等）

中区多文化共生推進庁内プロジェクトの取組

第1回 検討会①

ワールドカフェの開催。メンバーが各課で抱えている課題や、自分が外国人だったら何に困るのか等について、自由に意見を出し合い、それぞれの経験や感想を共有しました。

第2回 学習会①

テーマ「多文化共生の基礎知識」

アドバイザーである横浜市立大学の滝田准教授から日本社会における多文化共生の歩みや現在の状況について学び、外国人住民のインタビュー調査報告書を基にしたワークショップも行いました。

第3回 学習会②

テーマ「中国出身者から見た中国系住民について」

なか国際交流ラウンジの中国出身スタッフから、自身の経験や区役所に求められること等の話を聞きました。併せて横浜市国際交流協会（YOKE）から見た中区の現況についても伺い、グループワークやパネルディスカッションも行いました。

第4回 学習会③

テーマ「信愛塾を通して見る外国につながる子ども達と地域」

外国につながる子どもの居場所や学びの場づくりに取り組むNPO法人「信愛塾」の竹川代表から、現場から見えてくる子ども達が抱える課題や、伴走型相談の重要性等を学びました。

第5回 検討会②

プロジェクトと並行して行った中区外国人数基礎調査の結果を共有し、これらの基礎データを業務にどう生かしていくのか検討しました。

第6回 検討会③

第7回 検討会④

各課が窓口対応等で抱える課題について、アクションラーニングという手法を用いて第三者の視点で見直し、再定義することで、根本的な解決策を探りました。

第8回 検討会⑤

各課が考えた行動計画の共有を図り、複数課で連携して取り組むものについて話し合いを行いました。併せて全職員で取り組むべき行動計画についても具体的な方法等を検討しました。

第9回 検討会⑥

1年間検討を重ねてきたアクションプランのまとめ方や、ビジョンについて全員で話し合い、来年度に向け策定した行動計画を確実に実行することを再確認しました。

～アドバイザーから～

アクションプランをみずからのアクションとする皆様へのメッセージ

横浜市立大学国際総合科学部准教授（多文化社会論担当） 滝田祥子

2016年4月から9回にわたるプロジェクト・ミーティングならびにそのための打ち合わせなどに費やした時間を考えると、これまでこれほど深く丁寧に行政組織の多文化共生施策に「寄り添って」きたことはありません。このような機会を私だけでなく、横浜市立大学多文化社会ゼミ一同のために与えてくださった中区区政推進課に心より感謝いたします。

このアクションプランは行政職員である一人一人のプロジェクト参加者とその方々が所属する課のメンバーによって作られたものです。第6回と第7回に行ったアクションラーニング・セッションで、学習会や検討会で新たに知り得た知識と事実に立脚しつつも、プロジェクトチームの仲間による問いかけ合いによって、日々の問題を見る視点を少しずらし、問題の「再定義」を行いました。その上で、チームとして異なる課の間での連携や協働の可能性をさぐり、机上の空論や理想論で終わらせない現実的に実行可能な行動計画（検討会の中では“お蔵入りサイクル”を回さない、という言葉で表されていました）を立てました。アクションラーニングはイギリスのレグ・レバンスが発案した「対立を生まない対話」の手法で、チームメンバー同士の問いかけ合いによって、目の前の問題の本質的な姿を精査し、新たに浮かび上がってきた問題像から、問題解決後のゴールイメージを想像するものです。それに向けて具体的なアクションプランをつくる過程で、「そうするように言われるからではなく、そうしたいと思い行動する」ビジョンを明確にしていくのです。今回の＜中区多文化共生推進アクションプラン＞はそうした経緯でつくられた、いわゆるボトムアップのプランであることが、これまでに様々な地方自治体から出された多文化共生プランのいずれとも違うユニークなものなのです。

機を同じくして、私も策定委員として関わった「横浜市多文化共生まちづくり指針-創造的社会的実現に向けて」が公表されました。素案に関するパブリックコメントに、「全体に素晴らしい理念が表現されているが、役所は具体的に何をするのかわからない」という趣旨の意見が散見されました。中区役所は、横浜市の指針を先取りし、独自の手法でより具体的なアクションプランを作りました。さあ、今ここから横浜市指針と中区アクションプランが行動期間として設定している3年間が始まります。仲間とともに、一歩ずつ着実に前へ進んでください。私や滝田ゼミの学生たちも、みなさんの伴走をしていくつもりです。

(資料)中区外国人数基礎調査抜粋版

平成28年10月 中区役所区政推進課

【目次】

・全国の外国人の多い自治体リスト	資料 1
・国（地域）別外国人数	資料 2
・国（地域）別外国人数の動向（1）	資料 3
・国（地域）別外国人数の動向（2）	資料 4
・海外からの転入割合の動向	資料 5
・外国人の割合	資料 6
・地区別・国（地域）別外国人数一覧	資料 7
・地区別・国（地域）別外国人数	資料 8
・国（地域）別・在留資格別外国人の比率	資料 9
・外国人と日本人の年齢構成比較__中区	資料 10
・国（地域）別・横浜での滞在年数別外国人割合	資料 11
・横浜市での平均滞在年数	資料 12
・国（地域）別・世帯タイプ別比率	資料 13

全国の外国人の多い自治体リスト (外国人数上位60自治体とその外国人比率)

●外国人数の多い順

市区町村	在留外国人 総数(人)	総人口(人)	外国人比 率(%)
1 東京都新宿区	39,568	334,193	11.8
2 東京都江戸川区	28,930	686,387	4.2
3 川口市	27,906	592,684	4.7
4 大阪市生野区	27,763	127,904	21.7
5 東京都足立区	26,199	678,623	3.9
6 東京都江東区	25,139	501,501	5.0
7 東京都豊島区	25,074	280,639	8.9
8 東京都大田区	20,728	712,057	2.9
9 東京都板橋区	20,613	550,758	3.7
10 東京都港区	19,736	243,977	8.1
11 東京都北区	17,946	341,252	5.3
12 東京都世田谷区	17,508	883,289	2.0
13 東京都荒川区	17,179	211,271	8.1
14 東京都葛飾区	16,951	452,789	3.7
15 東大阪市	16,912	496,659	3.4
16 横浜市中区	15,927	150,979	10.5
17 東京都練馬区	15,104	719,109	2.1
18 豊橋市	14,719	378,485	3.9
19 豊田市	14,684	422,571	3.5
20 東京都台東区	14,383	191,749	7.5
21 東京都中野区	14,222	321,734	4.4
22 船橋市	14,154	626,809	2.3
23 市川市	13,544	476,560	2.8
24 東京都杉並区	13,205	553,288	2.4
25 松戸市	13,126	489,717	2.7
26 川崎市川崎区	12,819	225,807	5.7
27 神戸市中央区	12,305	130,659	9.4
28 東京都品川区	11,579	378,123	3.1
29 尼崎市	11,025	463,940	2.4
30 伊勢崎市	10,986	211,803	5.2
31 東京都墨田区	10,921	261,723	4.2
32 横浜市鶴見区	10,658	287,620	3.7

*外国人数は、
法務省在留外国人統計
(別表)「在留外国人総数上位
100自治体」による。
2015年12月時点

*総人口は、住
民基本台帳2016
年1月1日時点

*外国人数の上
位60自治体とそ
の外国人比率を
計算し、それぞ
れ上位32自治体
分を表示

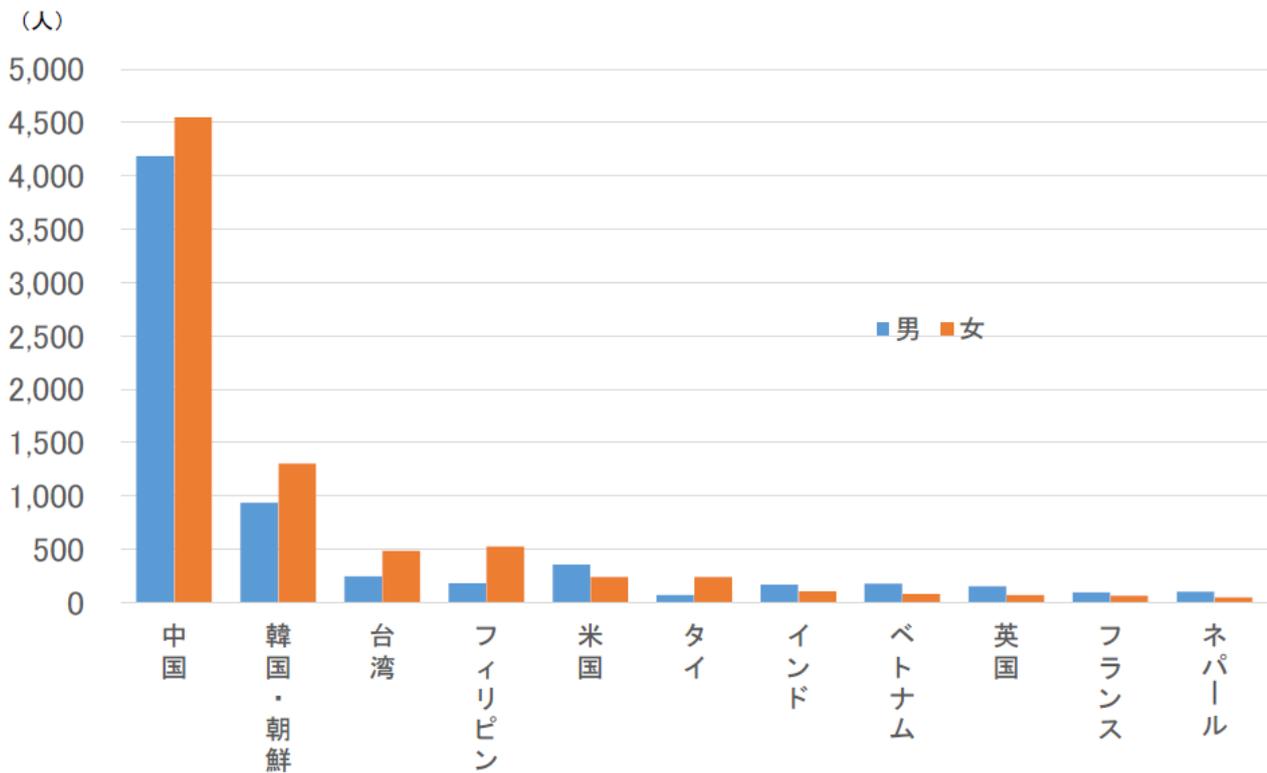
●外国人比率の高い順

市区町村	在留外国人 総数(人)	総人口(人)	外国人比 率(%)
4 大阪市生野区	27,763	127,904	21.7
58 兵庫県大泉町	7,073	41,226	17.2
1 東京都新宿区	39,568	334,193	11.8
59 大阪市浪速区	7,058	64,722	10.9
16 横浜市中区	15,927	150,979	10.5
50 名古屋市中区	7,820	80,658	9.7
27 神戸市中央区	12,305	130,659	9.4
7 東京都豊島区	25,074	280,639	8.9
13 東京都荒川区	17,179	211,271	8.1
10 東京都港区	19,736	243,977	8.1
52 大阪市中央区	7,648	94,901	8.1
20 東京都台東区	14,383	191,749	7.5
49 大阪市平野区	7,828	109,092	7.2
57 神戸市長田区	7,160	100,607	7.1
55 大阪市西成区	7,308	109,092	6.7
60 福岡市博多区	6,921	112,592	6.1
26 川崎市川崎区	12,819	225,807	5.7
11 東京都北区	17,946	341,252	5.3
30 伊勢崎市	10,986	211,803	5.2
48 小牧市	7,896	153,655	5.1
53 名古屋市港区	7,460	148,311	5.0
6 東京都江東区	25,139	501,501	5.0
3 川口市	27,906	592,684	4.7
35 東京都渋谷区	10,009	219,898	4.6
21 東京都中野区	14,222	321,734	4.4
42 横浜市南区	8,645	198,709	4.4
2 東京都江戸川区	28,930	686,387	4.2
31 東京都墨田区	10,921	261,723	4.2
41 東京都文京区	8,668	210,312	4.1
37 太田市	9,132	222,897	4.1
18 豊橋市	14,719	378,485	3.9
5 東京都足立区	26,199	678,623	3.9

※政令指定都市については行政区単位で集計しています。

横浜市中区の外国人数は 16 位ですが、外国人比率で見ると全国で 5 位になります。
政府統計の総合窓口「在留外国人総数上位 100 自治体」より (2015. 12)

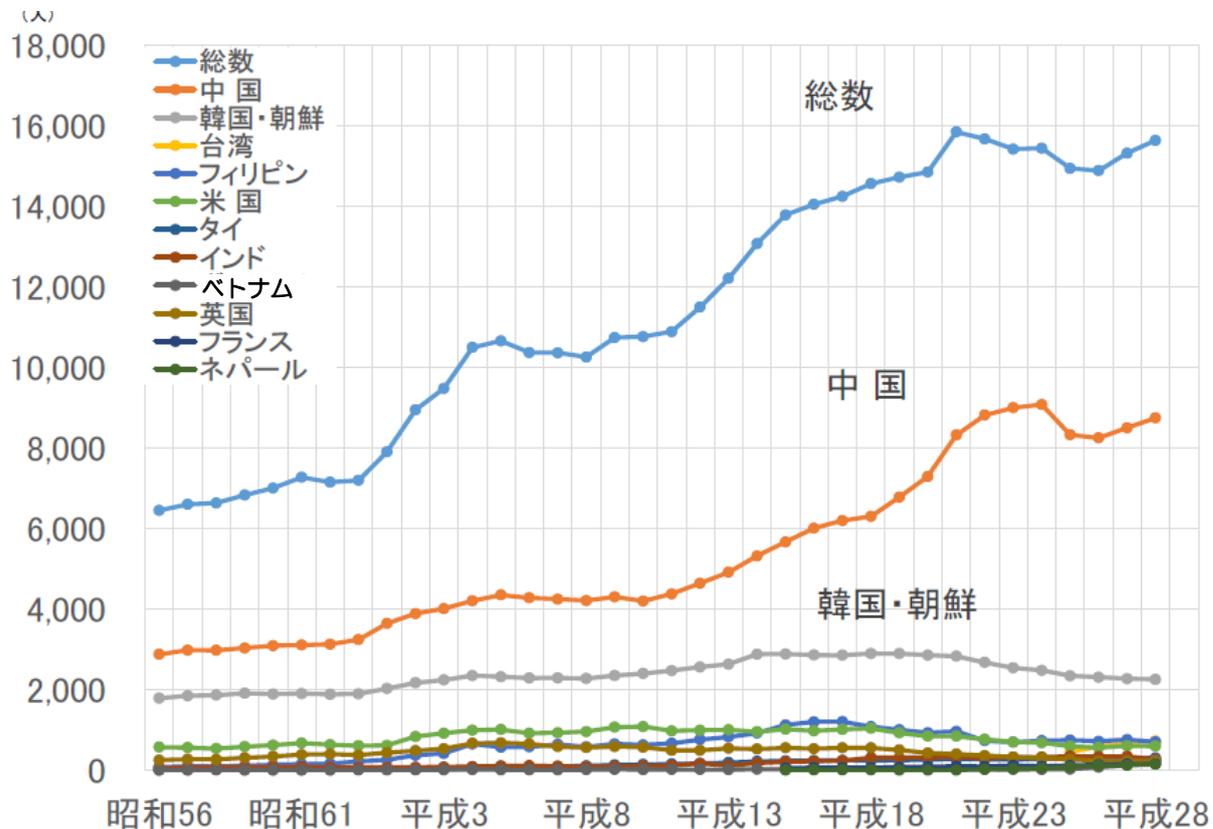
国（地域）別外国人人数



*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点

中区の外国人人数は 15,603 人。居住人口総数（150,894 人）に占める割合は 10.3%です。出身地は 89 の国と地域に及びますが、最も多いのは中国の 8,734 人（男 4,186 人、女 4,548 人）で外国人総数の 56%を占めています。2位韓国朝鮮、3位台湾、4位フィリピン、5位米国を含めた上位 5 位までで 83.4%を占めます。

国（地域）別外国人数の動向（1）

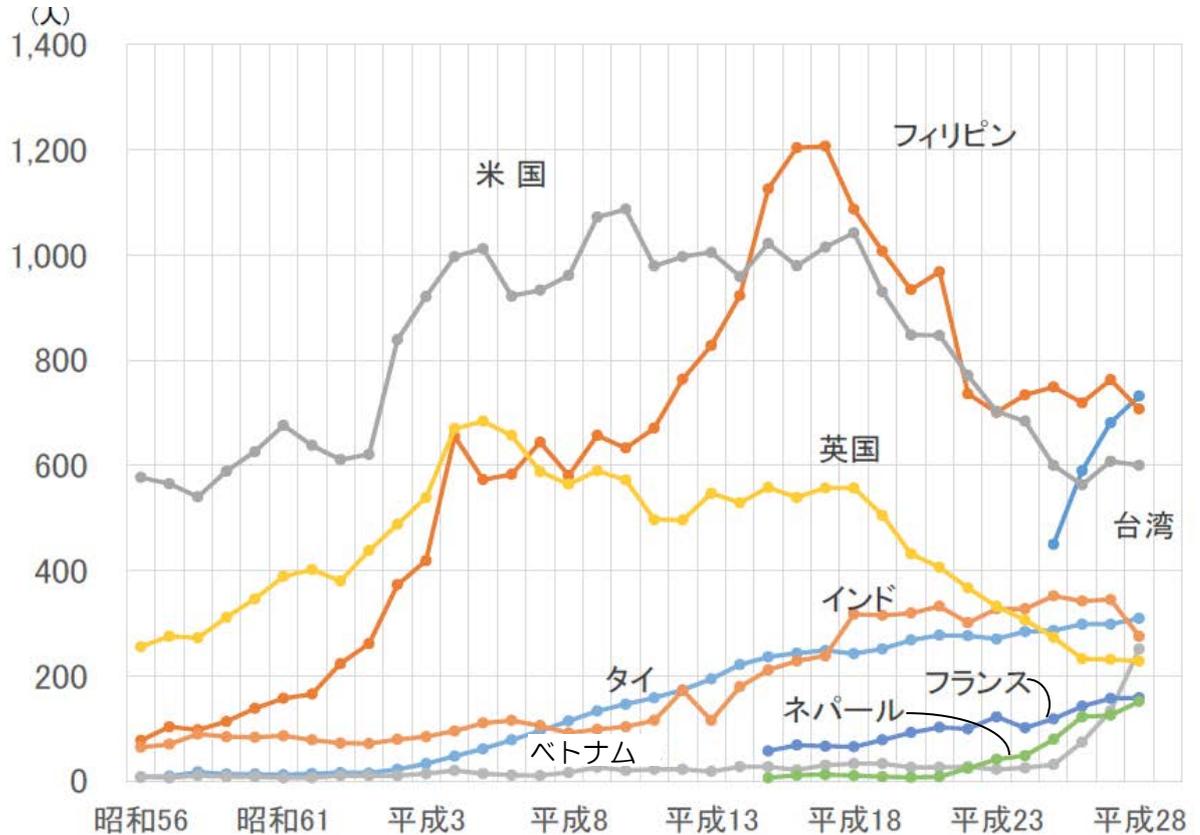


*横浜市統計書による。各年3月末時点

*昭和53年～平成23年は中国は中国と台湾の合計。平成24以降は分けて集計されている。

平成に入った頃から、中国人が増加し、その後、フィリピン、タイなどアジアの国々の人も増えました。平成18年頃からは、中国人がさらに増え、東日本大震災（平成23年）の影響でいったん外国人数は減りますが、その後、また増加しています。

国（地域）別外国人数の動向（2） 中国、韓国・朝鮮以外



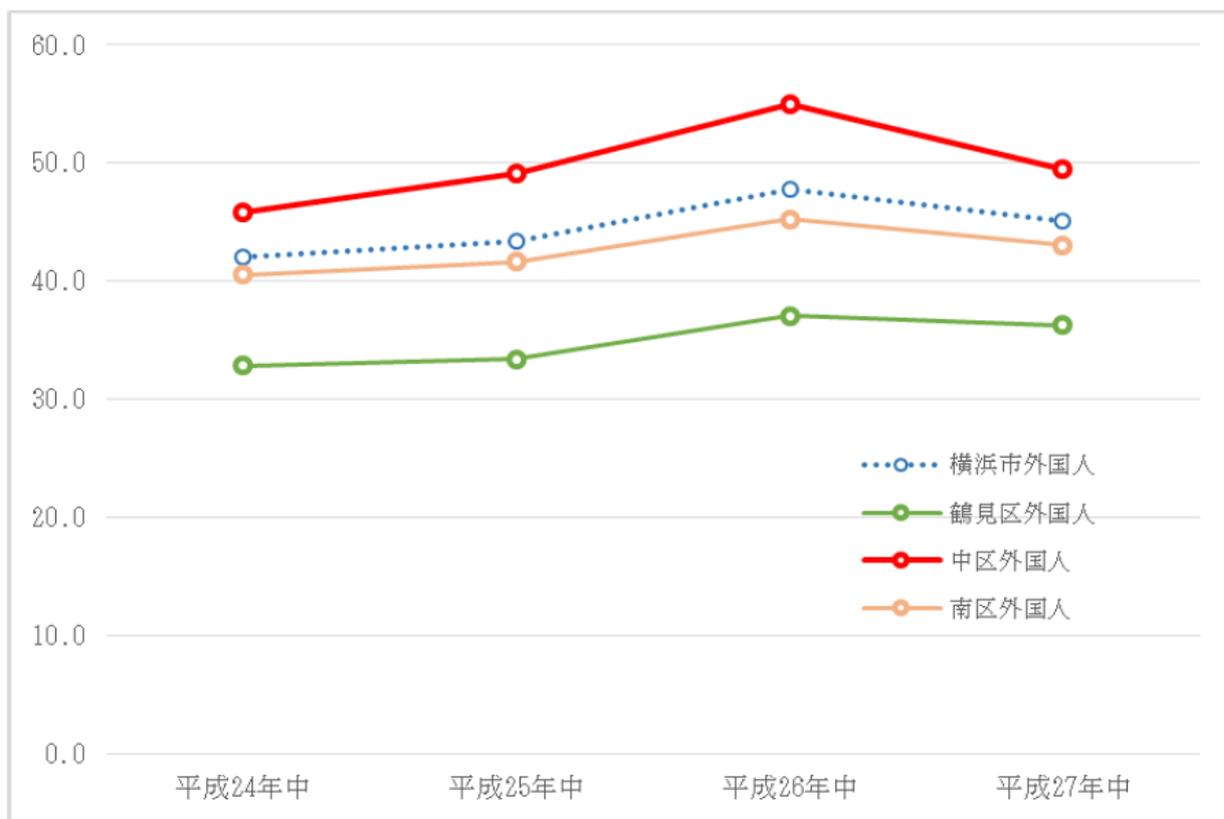
*横浜市統計書による。各年3月末時点

*昭和53年～平成23年は中国は中国と台湾の合計。平成24以降は分けて集計されている。

国（地域）別外国人数の動向（1）のグラフから、中国と韓国・朝鮮を除き、拡大したグラフです。

この5年間（平成23～28年）の増加率を見ると、ベトナム（22人→251人で11倍）、ネパール（41人→151人で3.6倍）が際立っています。フィリピンは平成17年をピークに、興行ビザの抑制等により減少しています。

海外からの転入割合の動向

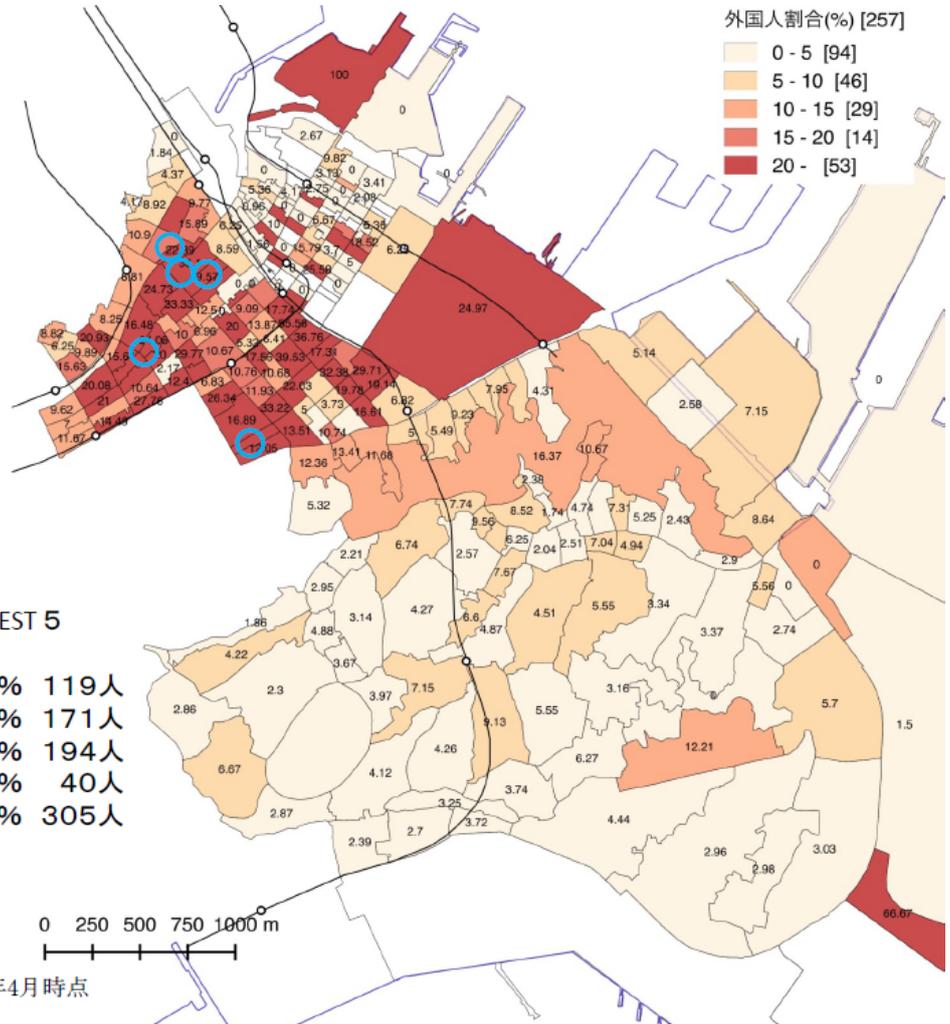


*各年、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による

中区の外国人は海外からの転入割合が50%前後と横浜市全体の傾向より5%程高く、初めて住む日本のまちが中区という外国人も多いと考えられます。

外国人の割合

(居住人口総数に対する外国人の割合)



外国人比率の高い町 BEST 5

- | | | |
|--------|-------|------|
| ①福富町仲通 | 55.6% | 119人 |
| ②千歳町 | 54.3% | 171人 |
| ③福富町西通 | 36.6% | 194人 |
| ④福富町東通 | 30.5% | 40人 |
| ⑤若葉町 | 30.4% | 305人 |

*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点

人口に占める外国人の割合を町丁目ごとに表示しました。濃い赤が外国人の多いエリアです。中華街のある山下町の人口は2,610人で、外国人人口としては区内最多ですが、外国人比率で見ると第10位。外国人比率は関外エリア（福富町や千歳町、若葉町など）のほうが高くなっています。

地区別・国（地域）別外国人人数一覧

地区区分	人口総数	外国人割合%	外国人総数	中国・台湾	韓国・朝鮮	フィリピン	米国	その他	中国・台湾比率	韓国比率	フィリピン比率	米国比率	その他比率
第1北部	9,264	13.4	1,244	770	169	58	9	238	61.9	13.6	4.7	0.7	19.1
第1中部	12,811	23.1	2,960	1,869	414	259	16	402	63.1	14.0	8.8	0.5	13.6
関内	4,580	5.9	270	133	47	8	14	68	49.3	17.4	3.0	5.2	25.2
第2	17,963	16.9	3,037	2,414	208	28	98	289	79.5	6.8	0.9	3.2	9.5
埋地	18,641	18.3	3,405	2,533	412	140	32	288	74.4	12.1	4.1	0.9	8.5
石川打越	4,560	8.4	383	257	67	—	8	—	67.1	17.5	—	2.1	—
第3	21,918	7.2	1,571	536	242	31	187	575	34.1	15.4	2.0	11.9	36.6
第4北部	8,059	5.0	401	145	94	26	16	120	36.2	23.4	6.5	4.0	29.9
第4南部	10,715	4.4	468	221	103	26	34	84	47.2	22.0	5.6	7.3	17.9
第6	12,751	3.4	432	154	146	24	32	76	35.6	33.8	5.6	7.4	17.6
新本牧	7,513	7.5	567	118	193	26	71	159	20.8	34.0	4.6	12.5	28.0
本牧・根岸	19,465	3.9	764	277	131	59	77	220	36.3	17.1	7.7	10.1	28.8
臨海部・公園	2,654	3.8	101	39	16	18	—	—	38.6	15.8	17.8	—	—
総計	150,894	10.3	15,603	9,466	2,242	706	597	2,592	60.7	14.4	4.5	3.8	16.6

*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点。国別比率は外国人総数に占める比率。

*地区区分は、概ね連合自治会の区域で町丁目を単位に集計。

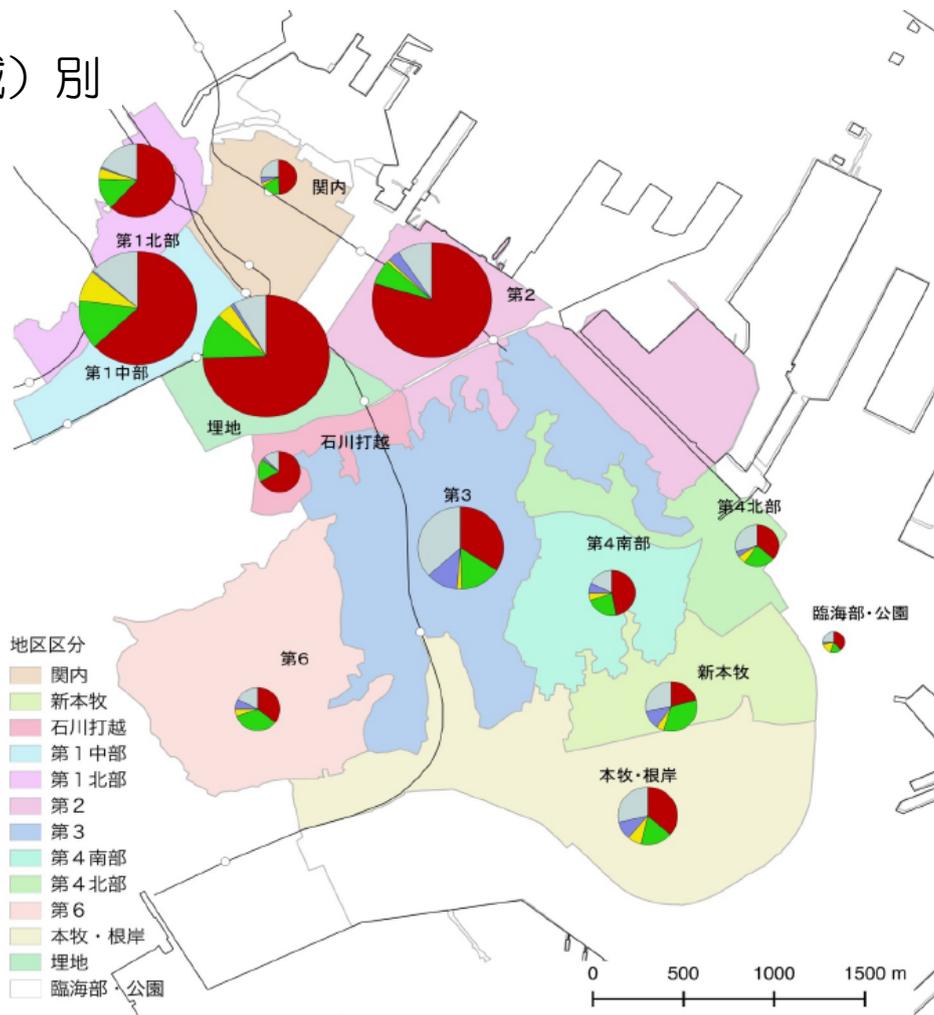
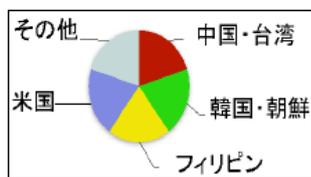
*「臨海部・公園」は、連合区域外で設定した区域

中区には12の地区があります。そのうち外国人割合としては第1中部地区が最も高く23.1%（2,960人）となっています。5人に1人が外国人です。次いで埋地地区18.3%（3,405人）、第2地区16.9%（3,037人）、第1北部地区13.4%（1,244人）と続いています。人数としては埋地地区の3,405人が最多です。

※地区のエリアは資料編P.8参照

地区別・国（地域）別 外国人人数

*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点
 *地区区分は、概ね連合自治会の区域で町丁目を単位に集計。
 *「新港・関内北・日本大通」と「臨海部・公園」は、連合区域外で設定した区域

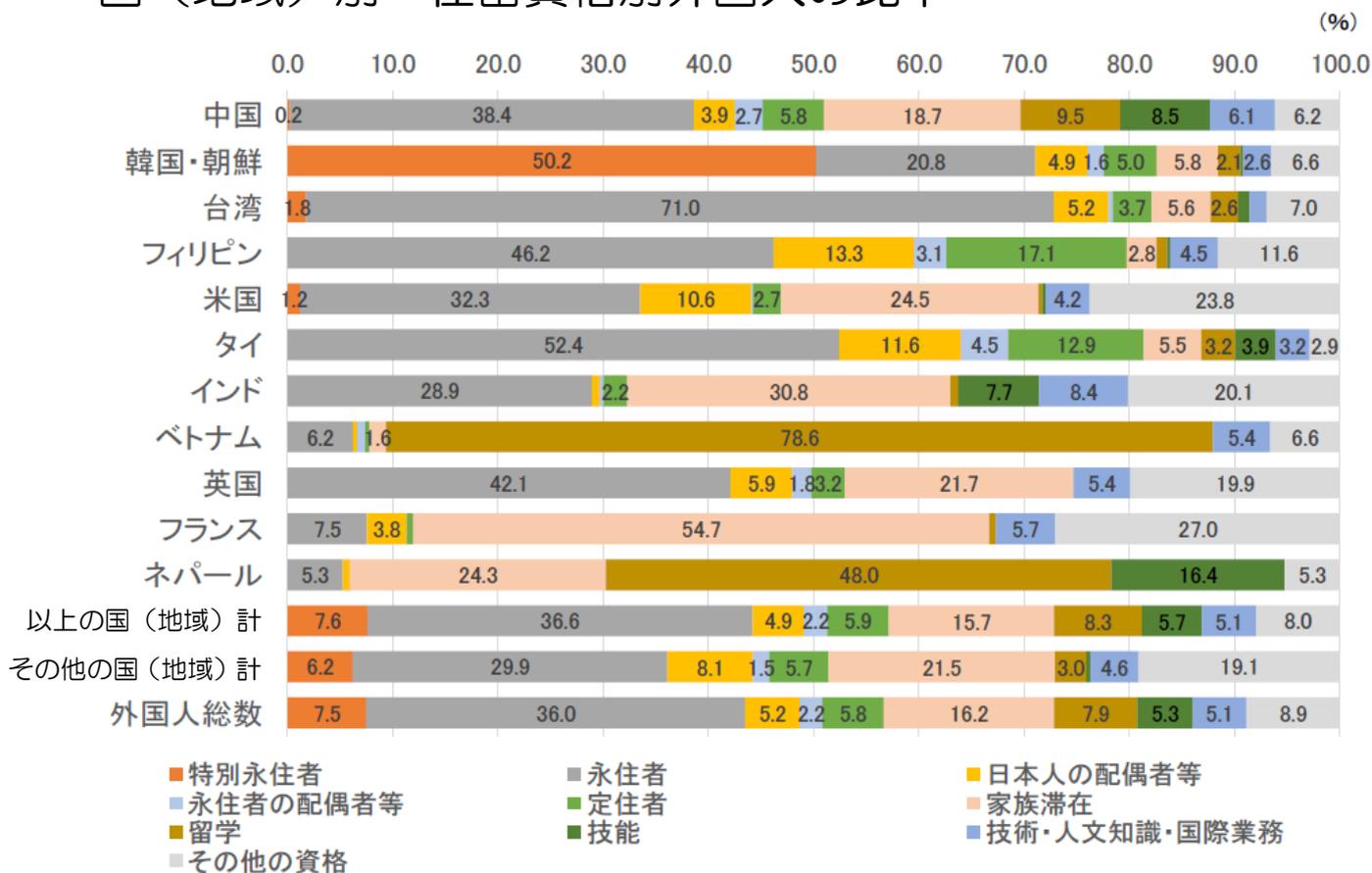


12の地区ごとに外国人数をまとめた地図です。

円の大きさが外国人人数です。第1地区中部、埋地地区、第2地区に外国人が多いということがわかります。

ほとんどの地区において中国（台湾含む）が最多ですが、新本牧・第6地区は韓国朝鮮の方のほうが多いです。フィリピンの方は分散していますが、関外地区に多く、米国の方は第3地区や本牧・根岸地区や新本牧地区に多いようです。

国（地域）別・在留資格別外国人の比率



*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点

中区の外国人の在留資格で最も多いのは「永住者^{※1}」で36%です。「永住者のほか、「特別永住者^{※2}」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者^{※3}」の在留資格は就労制限がなく、これらの在留資格を持つ人の合計は56.7%となります。

中区の特色としては「家族滞在^{※4}」の人も多く、これを加えると72.9%となり、生活者として中区に暮らす外国人が多いことが伺えます。

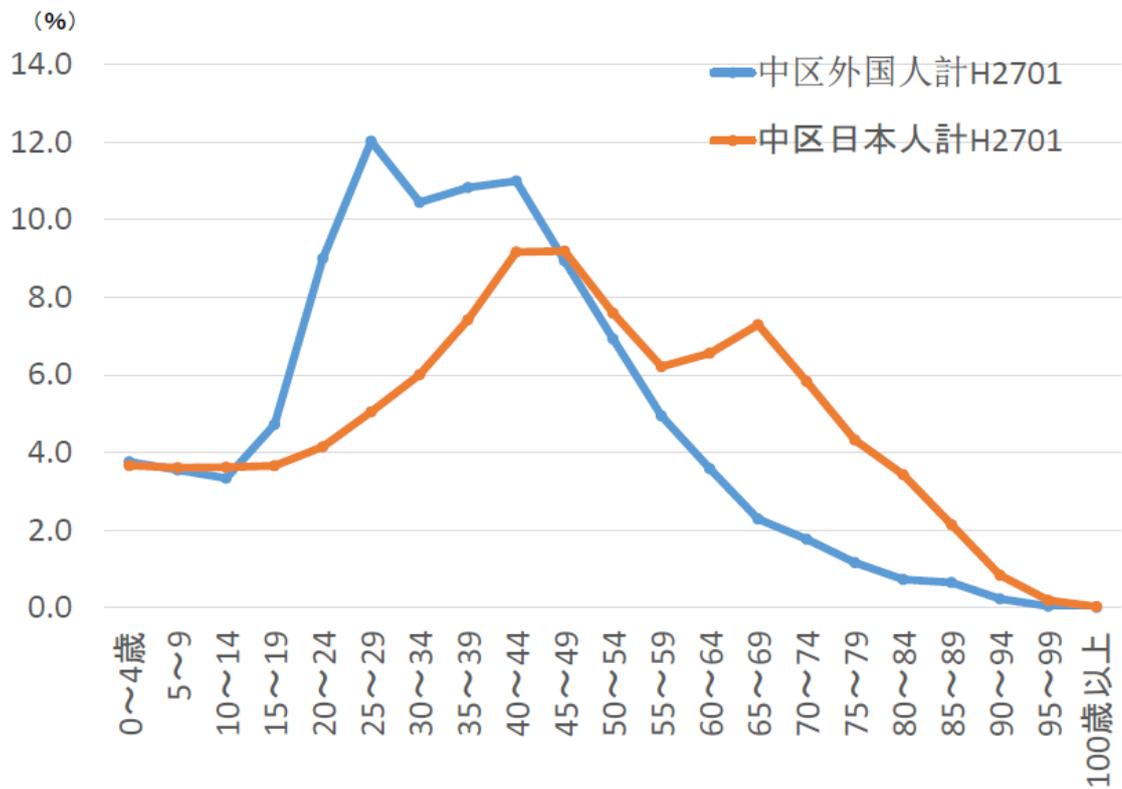
※1永住者：法務大臣が永住を認める者。概ね10年程度日本に住み、経済的社会的に問題なく暮らしている人等に認められる。在留活動、在留期限共に制限されない資格。

※2特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、1952年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫のこと。

※3定住者：法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。日系人やその配偶者と子、日本人と離婚や死別後も引き続き在留を希望する者などが該当する。

※4家族滞在：一定の有効な在留資格を持つ外国人に扶養される配偶者と子。

外国人と日本人の年齢構成比較__中区

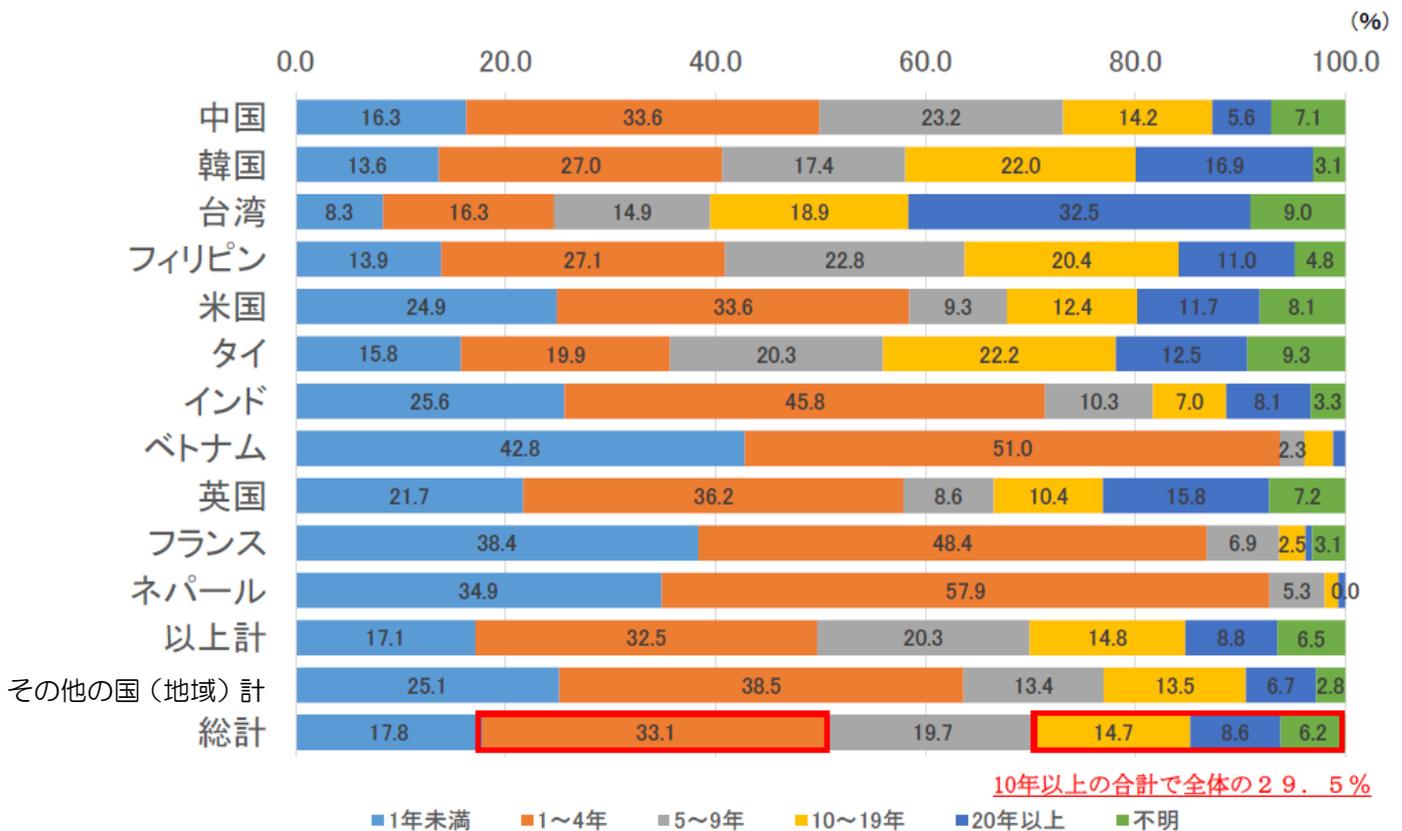


* 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」による。平成27年1月時点

中区では、日本人と比べ、20～30歳代の外国人が多く、60歳以上の外国人は少ないものの、14歳以下の外国人の子どもの比率は日本人とほぼ同等であることがわかります。

働き、消費し、子育てをする現役世代が多く、高齢者は少ないという特徴があります。

国（地域）別・横浜での滞在年数別外国人割合



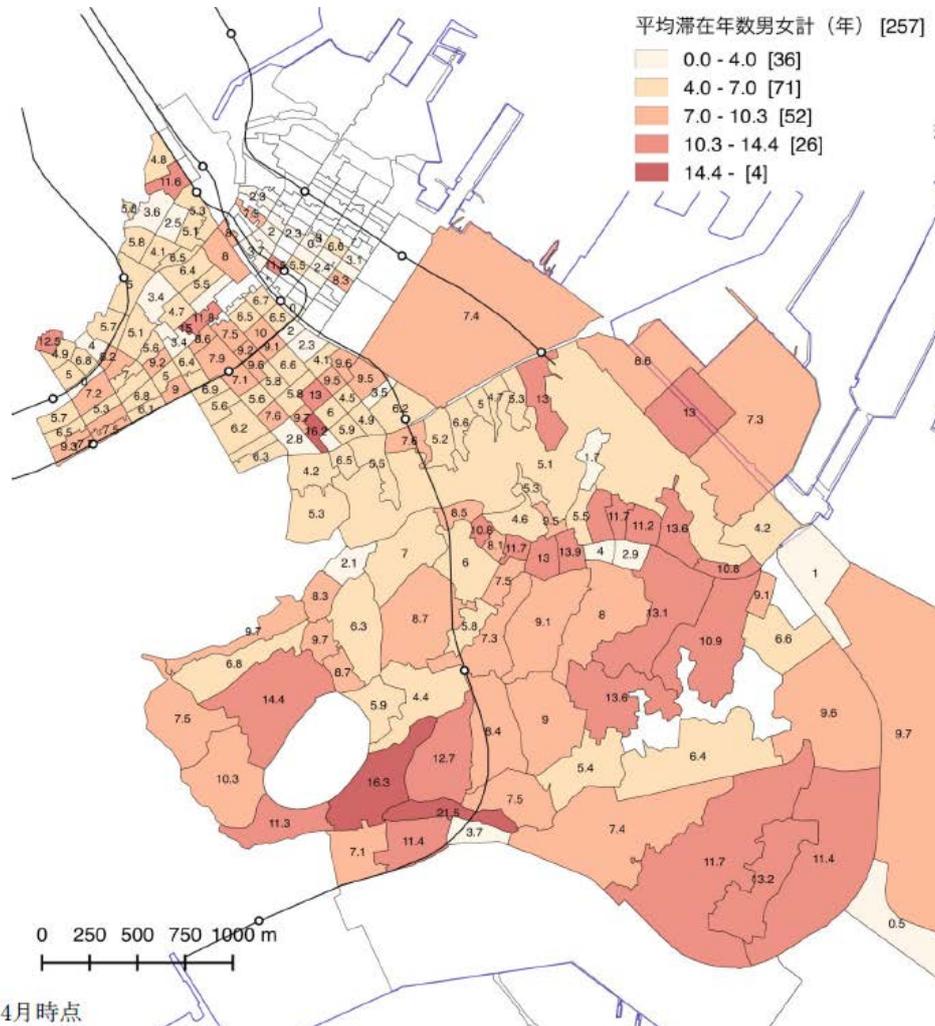
*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点

*特別永住者は除く

総計で見ると1～4年が33.1%と最も多くなっています。ただ10年以上の方も29.5%と相当数います。また、これは横浜での居住年数であり、来日年数と考えるともう少し長くなるとも考えられます。

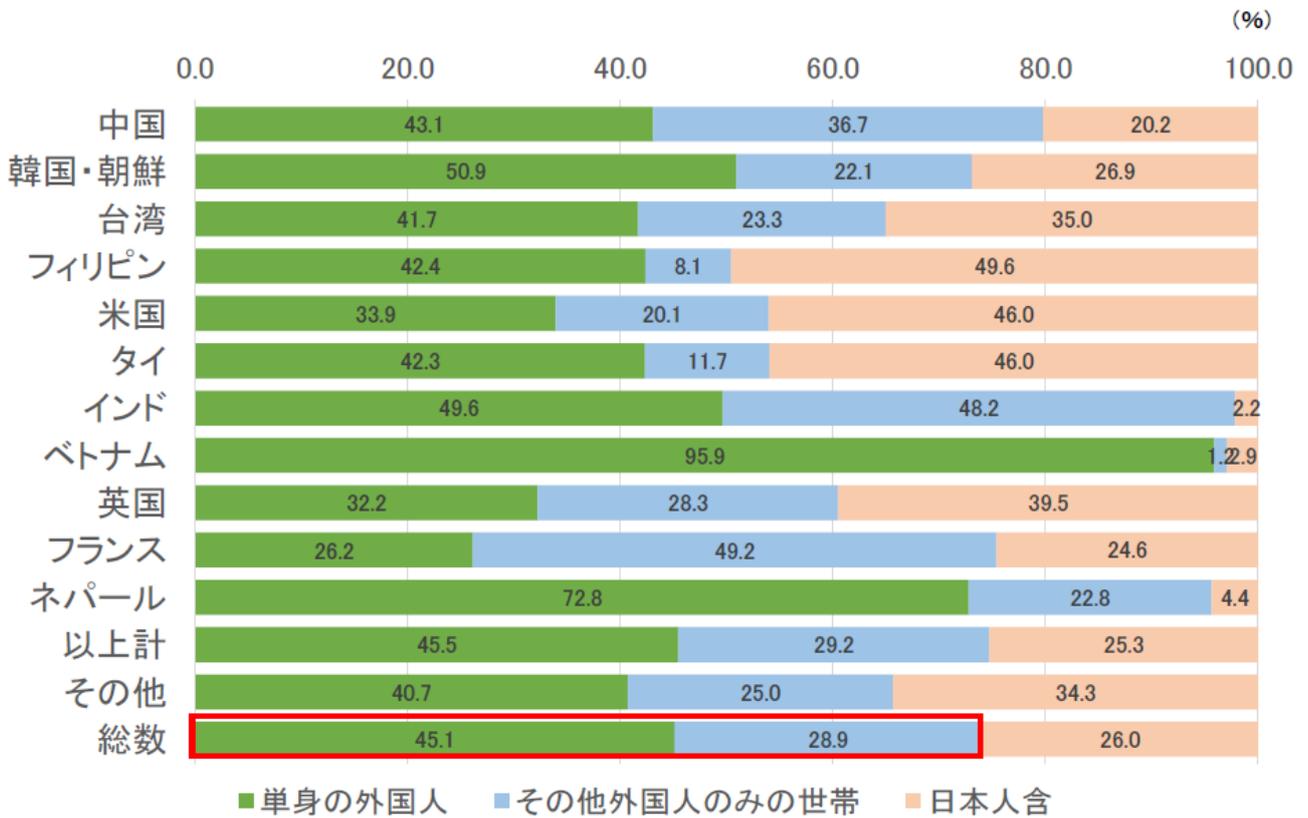
国や地域によっても違いが見られ、滞在年数が浅いのがベトナム、ネパール、長いのが台湾、韓国、タイとなっています。

横浜市での 平均滞在年数



色の薄い地域が滞在年数の浅い人が多いエリア、色の濃い地域が長い人が多いエリアです。外国人割合が多かった関外地区は滞在年数の短い人の多いエリア、本牧・根岸地区は滞在年数の多い人が比較的多いエリアといえます。

国（地域）別・世帯タイプ別比率



*住民基本台帳の集計結果。平成28年4月時点

外国人の世帯の内訳を総数で見ると日本人がいない世帯（外国人のみの世帯）が7割以上です。

日本人のいる割合の高い世帯はフィリピン（49.6%）、米国（46.0%）、タイ（46.0%）です。国際結婚によるものと思われます。インド（2.2%）、ベトナム（2.9%）、ネパール（4.4%）は日本人のいる比率がとても低くなっています。

平成 28 年度 中区多文化共生推進プロジェクトメンバー

総務課	庶務係長	市川 雅啓	福祉保健課	事業企画担当係長	中川 晴美
	危機管理・地域防災担当係長	村木 秀臣		事業企画担当	上田久美子
	危機管理・地域防災担当係長	吉田 健一	生活衛生課	食品衛生係長	高島 京子
	庶務係	越川 裕介		環境衛生係	福島麻衣子
	予算調整係	富山 章		高齢・障害支援課	高齢・障害係長
区政推進課	区政推進課長	落合 明正	こども家庭支援課	高齢・障害係	赤池 臣典
	広報相談係長	橋本 育世		こども家庭係長	藤井 洋平
	広報相談係	込宮 紀子	生活支援課	こども家庭係	栗原 沙樹
	広報相談係	李 悠		生活支援担当係長	小幡由美子
地域振興課	市民活動支援担当係長	川北 敬二	保険年金課	生活支援係	平野 和樹
	市民活動支援担当	小池 浩子		収納担当係長	松本 瑞絵
戸籍課	戸籍担当係長	市山 豊彦		中土木事務所	収納担当
	国際サービス員	廣野美賀子	寿地区整備担当係長		佐丸雄一郎
税務課	担当係長	大原 沙幸	横浜市国際交流協会	下水道公園係	鈴木 達也
	収納担当	中世古健太		ラウンジ担当課長(なか国際交流ラウンジ)	木村 博之
横浜市立大学多文化社会論ゼミのみなさま			国際局政策総務課	担当係長	近藤 隆

【アドバイザー】滝田祥子横浜市立大学准教授（多文化社会論）

【策定にあたりご協力いただいた方々】（順不同・敬称略）

横浜市国際交流協会・中村暁晶、NPO 法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾：竹川真理子・大石文雄、公益財団法人かながわ国際交流財団・富本潤子、横浜市立大学・坪谷美欧子、神奈川新聞社・米本良子、寿福祉センター保育所・南雲早苗、伊勢佐木町をつなぐ女性の会・藤尾由美子・川井富貴子、鈴木メンチ



中区多文化共生推進アクションプラン

作成：横浜市中区役所総務部区政推進課

中区の「シンボルマーク」です。

発行：平成 29 年 6 月

電話：045-224-8123 FAX：045-224-8214

Email：na-koho@city.yokohama.jp

